

社会福祉法人アドバンス

2019年度事業計画書

(2019年4月1日～2020年3月31日)

本 部

障害福祉サービス事業所 スイートベリーKATUYAMA

(就労継続支援B型・生活介護・地域生活支援事業)



スイートベリー
KATUYAMA

社会福祉法人 アドバンス

2019年度事業計画書

(自) 2019年4月1日

(至) 2020年3月31日

〔法人理念〕

障がい者が一社会人として、生きがいを持ち楽しく暮らせる環境作りを目指し、多くの人達との出会いを大切にし、ふれあう中で形にとらわれない「真のバリアフリー」を築き上げていきたい。

〔法人概要〕

種類及び名称	社会福祉法人アドバンス
所在地	山梨県南都留郡富士河口湖町勝山298
理事長	渡邊 安彦
設立年月日	平成19年4月2日

〔法人の事業〕

第2種社会福祉事業の実施

事業所の種類	指定障害福祉サービス事業所 (多機能型) 就労継続支援B型・生活介護 地域生活支援事業 (日中一時支援)		
事業所の名称	スイートベリーKATUYAMA		
所在地	山梨県南都留郡富士河口湖町勝山298		
事業開始年月日	平成19年8月1日		
施設長	武藤 五子		
定員	生活介護 15名	就労継続支援B型 14名	日中支援事業 10名
現員	生活介護 15名	就労継続支援B型 10名	登録 21名

[職員構成]

	生活介護事業	就労継続B型事業	日中一時	合計
施設長	1			1
サービス管理責任者	1 (施設長と兼務)			(1)
事務員	1			1
職業訓練指導員		1		1
生活支援員	7 (1名非常勤)	1	1 (非常勤)	8
			1 (兼務)	
看護師	1			1
理学療法士	(1) 嘱託			(1)
内科医師	(1) 嘱託			(1)
				(1)
調理員	1 (非常勤)			1
合計				14 (4)

[法人の運営]

理事会の開催・・・2018年5月 (事業報告、収支決算の承認のほか)

2019年3月 (事業計画、収支予算の承認のほか)

その他必要に応じて理事長が招集

評議員会の開催・・・平成30年5月 (事業報告、収支決算について)

平成31年3月 (事業計画、収支予算について)

その他必要に応じて開催

法人内部監査・・・平成30年5月 (終了後理事長に提出し理事会で報告。山梨県知事へも提出)

法務局への登記・・・資産、役員、定款等に変更のある場合

[職員行動基準]

I 基本理念

1 基本的人権の尊重

利用者の基本的人権を尊重し、その自己実現を図る。

2 個別ニーズへの対応

利用者一人ひとりのニーズに対応して適切に支援する。

3 プライバシーの尊重

あらゆる場面で、利用者のプライバシーを尊重する。

4 客観的に妥当性のある支援

職員相互の信頼と協力のもとで、客観的に妥当性のある支援をする。

5 社会への参加と交流

利用者が社会への参加と交流ができるように支援する。

6 地域生活に向けた支援

利用者が地域で、その人らしい自立した生活を送ることができるよう支援する。

7 専門職員としての資質の向上

職員は、常に人間性を高めるとともに専門的な知識と技術の研鑽に努める。

II 職員の行動基準

1 基本姿勢

- (1) 利用者の基本的人権を尊重することを第一義として、あらゆる場面でこれが損なわれることのないようにする。
- (2) 施設の主体は利用者であることを常に自覚し、それぞれの個性、特性及び希望などに基づいて個別的に支援する。
- (3) 利用者が地域住民として地域社会の中で受け入れられ、その交流が促進されるように、あらゆる機会を通して支援する。
- (4) 利用者の障害について正しく理解し、一人ひとりのニーズに応じた支援を行い、自立した地域生活ができるようにする。
- (5) 職員は互いに専門性を認め合い、相互の連絡を密にし、良好なチームワークの確立に努める。

2 利用者との接し方

- (1) 利用者一人ひとりの声をよく聴き、その個性、特性及び希望を尊重し適切かつ明確に誠意を持って対応する。
- (2) 利用者の生活習慣及び生活歴を良く知り、それをできるだけ尊重する。
- (3) 意思や欲求の表現が困難な利用者に対しては、表情や仕草などから洞察して、その意思や欲求をくみ取るように努める。

- (4) 利用者本人の意思を尊重し、支援にあたっては、利用者一人ひとりへの励ましや賞賛の言葉をかける。
- (5) 利用者の人としての誇りを損なったり、負担や苦痛を与えるような言動をしない。
- (6) 利用者の名前の呼び方は「〇〇さん」と敬称をつけることを基本とし、呼び捨て等はしない。
- (7) 利用者の生活の質の向上を図るため、施設環境を整え、社会資源を活用する。
- (8) 利用者一人ひとりの秘密を守り、プライバシーを尊重する。
- (9) 利用者が快適で健康な生活を送ることができるように常に清潔の維持に心がけ、体調管理に気を配り、事故防止に努める。
- (10) 利用者の趣味、スポーツ活動等の充実を図り、文化的な生活が営めるよう支援する。
- (11) 利用者の金品については、その用途等について適正かつ厳正に管理し、その収支を常に明確にしておく。

3 保護者及び家族への対応

- (1) 利用者の保護者及び家族に正確な情報を提供し、相互信頼を深める。
- (2) 保護者及び家族の秘密を守り、プライバシーの保護に努める。
- (3) 保護者及び家族からの意見や相談には誠意を持ってのぞみ、不安を抱かせるような言動を慎み、適切に対応する。
- (4) 利用者の金品については、保護者及び家族に対し、十分な連絡・報告を行う。

4 地域社会等との関わり方

- (1) 利用者が地域の中で、その人らしい自立した生活を送ることができるよう、利用者一人ひとりについて、地域生活の障害となる諸問題を解決するように努める。
- (2) 利用者の生活の範囲を広げ、社会とのつながりを深めるために、利用者のニーズに応えられるさまざまな社会資源の活用にも努める。
- (3) 地域社会のニーズに応じて、専門的な知識や設備機能を提供し、相互の理解を深めるよう努める。
- (4) 地域社会の誤解や偏見から利用者を保護するとともに啓発にも努める。
- (5) ボランティア・見学者及び実習生等に対し、利用者への正しい理解を促し、利用者との関わりが円滑に行われるよう配慮する。
- (6) 地域社会の信頼が得られるよう、社会人としての良識ある行動をする。

指定障害福祉サービス事業所 スイートベリーKATUYAMA

2019年度事業計画（案）

はじめに

平成30年度は「障害者総合支援法」障害福祉サービス報酬改定が行われます。主な内容は、「障害者の重度化・高齢化を踏まえた、地域移行・地域生活の支援」「医療的ケア児への対応」「精神障害者の地域移行の推進」「就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進」「障害福祉サービスの持続可能性の保持」が主な改定内容ですが、その中で当法人が行う「生活介護事業」「就労継続 B 型事業」に関連した改定は、「就労継続支援 B 型の平均工賃に応じた報酬見直し」「送迎加算の見直し」「常勤看護師等配置加算の拡充」の三点が挙げられます。今回の改定でも示されている通り、「障害者の重度化、高齢化への対応」「就労系サービスの工賃の向上」を念頭に置いた施設運営を心掛けるとともに、職員個々の資質を向上し、利用者の方々が障害にとらわれずに、社会の一員として地域生活を送れるように支援を心掛けたいと考えています。

基本方針

〈生活介護〉

生活リズムや食事、排泄、衛生面等の基本的な生活に関わる支援を中心に、利用者個々の発達段階や特性、個性に応じて生産活動や創作活動等を行う。また、ヨガやエアロビクス等の運動を取り入れながらリズムに合わせて体を動かしたり、理学療法士によるリハビリを取り入れ、体調面、体力面の維持・向上につなげると共に、利用者それぞれの特性に応じたコミュニケーションをすることで利用者個々との意思疎通を図り、場面に応じた適切な支援を心がける。

〈就労継続 B 型〉

生産活動を通して社会参加意識の向上につなげるとともに、利用者の希望や特性に応じて作業種を増やす等柔軟に対応する。また、地域の社会資源を利用して様々な体験をすることで、自己選択の機会を増やし、利用者が社会人として主体的に地域で生活できるよう支援をする。

生活支援

〈生活介護〉

家族との情報交換を密に行い、利用者個々の状態を把握しながら、利用者の成長段階や特性を踏まえ、食事や排泄、衛生面に関わる支援を行う。また、看護師を中心に利用者本人の健康状態の把握に努め、健康の維持管理、身体能力や体力の維持・向上を行う。

〈就労継続 B 型〉

その日の健康状態等を本人との会話や連絡帳などを活用して把握するとともに、個別支援計画に沿った日常生活の支援・助言を行う。

生産活動支援

〈生活介護〉

生産活動を通して、社会参加の意識を高め、利用者個々の興味を広げる。また、利用者の希望や特性に応じて新たな生産活動を提供できるようにする。

〈就労継続 B 型〉

生産活動を通して社会性を養い、自信や責任感、達成感を持てるように支援を行う。また、利用者のニーズや特性に応じて新しい生産活動を提供できるようにする。

就労を希望する利用者に対しては、ハローワークや就労移行支援施設などと連携をとり、就労へつながる支援を行う。

*主な生産活動

焼き菓子の製造販売とそれにともなうラベル貼りやラッピング、チラシのレジ袋入れ（ミナモト）、農福連携、花壇の管理（富士河口湖町からの委託）、畑作業、雑貨製作

社会参加・個別活動支援

〈生活介護〉〈就労継続 B 型〉

利用者の希望に応じて、個別・小グループでの外出を含めた日常生活、地域生活に関わる活動を行う。レクレーション等も含めて、買い物や調理実習、社会資源の利用等、日常生活、地域生活に必要なことを体験し、様々な場面において利用者自身が自己選択しながら生活を送れるように、様々な体験をする。

健康管理

〈生活介護〉〈就労継続 B 型〉

利用者それぞれの特性を理解し、個々に応じた健康管理の支援を行う。家族や主治医、嘱託医、看護師との連携を図り、疾病の治療や予防、通院、服薬の管理、事故防止に努める。

検温・・・・・・・・毎日（生活介護）、適宜（就労継続 B 型）

嘱託医問診・・・・月 1 回

体重測定・・・・月 1 回

血圧測定・・・・月 1 回

健康診断・・・・年 1 回（健康管理事業団）

自治会

〈生活介護〉〈就労継続 B 型〉

毎月 1 回、自治会会議を実施し、利用者が「スイートベリー-KATUYAMA」で主体的に活動できるように、利用者自身が様々な意見を出し合える機会を設ける。また、出された意見を職員会議でも検討し、より良い活動や支援を提供できるようにする。

送迎計画

〈生活介護〉〈就労継続 B 型〉

迎え時間：午前 8 時 30 分出発

送り時間：午後 4 時 00 分出発

使用車両：10 人乗りワゴン車（うち車椅子 2 台、最大 4 台まで対応）、6 人乗りワゴン車（うち車椅子 1 台）、8 人乗りワゴン車、4 人乗り軽自動車

送迎コース：富士吉田市内コース

富士吉田市・忍野村コース

鳴沢村コース

河口湖コース

- ・送迎時の安全には十分留意し、道路交通法に従い、運転者がモラルを守り送迎にあたる。
- ・緊急時の対応についてはマニュアルによって迅速に行う。

食事

平成 30 年度より、昼食は外注弁当とし、施設から補助金を支出し利用者への金銭的な負担を最小限に抑える。また、月に一度程度お楽しみ昼食としリクエストに応じた食事を提供する機会を設ける。

日課

〈生活介護〉

8時30分	送迎開始
10時00分	朝礼・健康チェック・ラジオ体操
10時10分	作業・創作活動・入浴（週2回）
12時00分	昼食・休憩
13時15分	作業・創作活動
15時55分	終礼
16時00分	退勤

* 午後の活動開始時間は利用者の食事状況によって変わります。

〈就労継続 B 型〉

8時30分	送迎開始
9時55分	朝礼・健康チェック・ラジオ体操
10時00分	作業
10時45分	休憩（10分）
12時00分	昼食・休憩
13時00分	作業
14時20分	休憩（10分）
15時30分	掃除
15時45分	連絡帳記入
15時55分	終礼
16時00分	退勤

* 毎月第2火曜日にエアロビクス、第4木曜日にヨガを行う。

* 毎月1回、理学療法士によるリハビリを行う。

* 毎月第3木曜日に嘱託医問診を行う。

* 毎月第1火曜日に自治会会議を行う。

年間行事計画

〈生活介護〉〈就労継続 B 型〉

	施設行事・参加行事
4月	お花見・春の外出 フライングディスク大会・昼食づくり
5月	家族会・誕生会・お楽しみ昼食
6月	麦の穂交流会・お楽しみ昼食・ハーブフェスティバル見学
7月	誕生会・お楽しみ昼食
8月	夏祭り・誕生会
9月	誕生会・お楽しみ昼食・ふれあい村まつり 避難訓練・消火訓練
10月	ふれあい福祉運動会・誕生会・お楽しみ昼食
11月	秋の外出（日帰り旅行）・誕生会・ピアノコンサート
12月	クリスマスパーティー・誕生会 餅つき
1月	新年会・誕生会
2月	避難訓練・誕生会・お楽しみ昼食
3月	誕生会・お楽しみ昼食

*春・秋の外出は小グループでの旅行や外出などを検討して行っていきます。

*その他、各種団体主催の行事・イベントについては施設の日程や利用者の意見を考慮しながら参加していく。

+

防災

〈生活介護〉〈就労継続 B 型〉

- ・消防計画に従い、6か月に1回、避難訓練を実施、9月には消防署立会いの避難訓練、消火訓練を実施する。
- ・防災用品、特に非常食等の備蓄品の管理を計画的に行い、非常時に備える。
- ・非常時の家族との連絡体制についても NTT の災害伝言ダイヤルを活用する旨を家族にも周知する。

工賃の支払い

〈生活介護〉〈就労移行 B 型〉

生産活動の収入のうち、必要経費を除く額を工賃支払規定に準じて、適切に工賃の支払いをする。

利用者状況（平成 31 年 4 月）

〈生活介護〉

契約者数：15名 男性：7名 女性：8名

居住地 富士河口湖町：10名、鳴沢村：2名、忍野村：2名、
富士吉田市：1名

年齢構成 10代：6名、20代：5名、30代：3名、50代：1名

〈就労継続 B 型〉

契約者数：10名 男性：5名 女性：5名

居住地 富士吉田市：8名、富士河口湖町：1名、鳴沢村：1名

年齢構成 20代：7名、30代：1名、40代：1名、60代：1名

職員体制

	生活介護事業	就労継続 B 型事業	合計
施設長	1		1
サービス管理責任者	1（兼務）		（1）
事務員	2（非常勤 1 名）		2
職業訓練指導員		1	1
生活支援員	7（非常勤 4）	1（非常勤）	8
看護師	1（非常勤 1）		2
理学療法士	（1）嘱託		（1）
内科医師	（1）嘱託		（1）
合計			13（3）

会議

適切な施設運営、利用者支援を行うために職員間の意思統一を図り、それぞれの立場から様々な課題の解決を図り、最善の施設運営、利用者支援が行えるように以下の会議を設ける。

会議	参加者	頻度
運営会議	理事長・施設長・事務員	月1回
職員会議	理事長・施設長・事務員・支援員	月1回・第3金曜日
リーダーミーティング	生活リーダー・B型リーダー・理事長・施設長	月1回
生活介護ミーティング	状況・内容に応じてメンバーを選抜	適宜

職員研修

職員一人ひとりが専門性を高め、広い視野をもって利用者支援を行えるよう、職員が各種研修へ積極的に参加できるようにする。また、資格取得に向けた講習や研修についても積極的に支援を行う。

日頃の支援や制度などで疑問に思った事等を支援員全体で共有し必要に応じて内部研修を実施する。

実習生の受け入れ

支援学校からの現場実習の受け入れ依頼がある場合は、支援体制や状況、実習希望者の状況を考慮し、積極的に受け入れをする。その際、実習生家族、担当教員との情報共有を行い、充実した実習になるよう努める。また、各種養成学校からの実習依頼も施設の状況に応じて積極的に受け入れをする。

苦情解決体制・虐待防止体制

利用者や家族からの苦情に迅速に対応するために「社会福祉法第82条」により「苦情解決窓口」を設置する。また、「社会福祉法人アドバンス 障がい福祉サービス事業所 スイートベリーKATUYAMAにおける苦情解決実施要綱」に沿って、苦情受付担当者、苦情解決責任者及び第三者委員をおき、適切な運営に努める。当所のみで解決できない事柄については「山梨県運営適正委員会」（山梨県福祉協議会）に申し出て解決を図る。

虐待防止体制については、虐待防止に関する掲示、職員に対する虐待防止啓発のための研修会の実施、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知など、虐待防止のための措置を講じていく。

地域生活支援事業（日中一時支援）

障害（児）者・家族のニーズに応じて、支援学校の長期休みや放課後の預かり、家族の都合に応じた一時預かりを行い、利用者一人ひとりの特性や希望に応じたサービスを提供する。支援学校の長期休みには、レクレーション行事なども取り入れながら、充実した活動を行う。

定員・登録者

定員：10名

登録者数：25名（平成30年3月現在）

男性：16名 女性：9名

職員体制

事業所長（管理者）	1名（生活介護・就労継続支援B型と兼務）
サービス提供職員	3名（1名兼務・2名非常勤）

開所日・開所時間

開所日	月曜日～金曜日（土曜日は事業所開所日に応じて対応）
開所時間	8：00～18：00